

# 旭区役所妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業に関する業務 会計年度任用職員募集要項

## 1 募集人数

1名

## 2 業務内容

会計年度任用職員は次の業務に従事するものとする。

- (1) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業に関する制度案内、申請方法等の説明、問合せ対応
- (2) 妊娠8か月面談対象者への案内文・アンケートの送付、進捗状況管理
- (3) 業務端末における入力、確認等の補助
- (4) その他上記以外で必要と認められる事務の補助

## 3 応募資格

(1) 及び(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

(1) 以下のいずれかに該当する者

- ア 窓口・電話等による相談業務・連絡調整業務等の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- イ パソコン(ワード、エクセル等)の基本操作が出来る者
- ウ 上記ア・イに準ずる者であって、上記2に規定する業務を遂行するに必要な知識及び能力を有する者

(2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者

### 【地方公務員法第16条(抜粋)】

(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 任用期間

採用決定後の指定した日(令和8年8月1日以降)から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

## 5 勤務条件等

(1) 勤務日数

月曜日から金曜日までの所属が指定する週2日または週3日

(2) 勤務時間

週2日の場合 午前9時00分から午後5時15分  
週3日の場合 午前9時00分から午後5時15分のうち、5時間  
休憩時間はいずれの場合も45分とする。

(3) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日  
12月29日から翌年1月3日までの日  
月曜日から金曜日のうち所属が指定する曜日

(4) 勤務場所

大阪市旭区大宮1丁目1番17号 大阪市旭区役所2階 保健子育て課（保健衛生）  
大阪市旭区森小路2丁目5番26号 大阪市旭区保健福祉センター分館

(5) 報酬等

月額：88,160円～98,252円  
※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。  
また、当月給与は上記金額となり、翌月給与の際に当月給与の職歴等加算分と合わせて支給されることがあります。  
※別途期末勤勉手当が支給されますが、採用時期により金額は異なります。  
※上記のほか、通勤手当等が支給されます。  
※上記報酬は、募集時点のものですが、給与改定等により変更されることがあります。

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	(付与日数) 週2日：1日～5日、週3日：1日～7日 ※採用時期により異なります。
特別休暇	<b>【有給】</b> ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・育児時間休暇 ・子の看護等休暇※1 ・短期介護休暇※1 ・ドナー休暇 等 <b>【無給】</b> ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(7) 社会保険

健康保険・雇用保険・厚生年金保険 全てなし

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(9) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験

## 7 選考日時及び選考会場

日時：令和8年7月21日（火） 午前9時45分集合  
場所：旭区役所 1階 第6会議室

## 8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- (1) 会計年度任用職員採用申込書 1通  
※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。  
※採用申込書は本市所定の様式に限ります。
- (2) 申し立て書 1通  
※申し立て書は本市所定の様式に限ります。
- (3) 「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通  
※必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。  
送付料金不足の場合は受け付けません。

## 9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア 申込期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月10日（金）までの平日の9時から17時30分

イ 申込書受付場所

〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号  
大阪市旭区役所保健子育て課（2階25番窓口）

(2) 郵便等で送付する場合

ア 申込期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月10日（金）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員（保健関係窓口業務等）採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記(1)イと同じ

## 10 受験案内の通知

試験の時間等の詳細については、申込書受理後に送付する受験案内により受験者本人あてに通知し

ます。なお、令和8年7月16日(木)までに受験票等が届かない場合は、保健子育て課(06-6957-9882)までご連絡ください。

## 11 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。  
なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

## 12 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します)。
- (3) 申込書の記載事項等に虚偽があれば、任用の決定を取り消すことがあります。
- (4) 試験当日の集合時刻より、30分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。

## 13 問合せ先

大阪市旭区役所保健子育て課(保健衛生)  
〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号  
電話: 06-6957-9882

### 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

#### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと